

福岡市
ホームレス自立支援実施計画
(第3次)

素 案

平成26年 月

目 次

第 1	はじめに	1
1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ及び計画期間	1
第 2	ホームレスの現状	2
1	人数	2
2	本市における生活実態調査結果	3
3	調査結果から推し量れる主な課題	6
第 3	「福岡市ホームレス自立支援実施計画(第 2 次)」の実績と評価	7
1	相談事業の充実	8
2	自立に向けた支援	9
3	生活保護の適正実施	12
4	保健及び医療の確保	13
5	アフターケア事業(自立後の支援)	14
6	関係機関や民間団体との連携	15
7	人権擁護	17
8	地域における生活環境の改善	18
第 4	第 3 次実施計画の基本方針	19
第 5	第 3 次実施計画における本市の取り組み	21
1	相談事業等による個々人のニーズに応じた支援	21
2	ホームレス自立支援事業の推進	22
3	生活保護法による適正な保護の実施	23
4	保健及び医療の確保	23
5	安定した社会生活継続のための支援	24
6	関係機関や民間団体との連携	24
7	人権擁護・啓発活動の推進	25
8	地域における生活環境の改善	25
第 6	ホームレス自立支援施策の推進体制	26
第 7	次期実施計画について	26
【参考資料】		
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法		28
ホームレスの自立支援等に関する基本方針		32

第1 はじめに

1 計画の目的

近年の経済、雇用情勢を反映して、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、公園や河川等において日常生活を送っており、健康で文化的な生活を送ることができず、また、地域社会とのあつれきが生じている。

このような中、国においては、10年間の時限立法であるホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）が平成14年8月に成立した。この法に基づき、国は地方自治体の協力を得て平成15年1月に「ホームレスの実態に関する全国調査」（以下「全国調査」という。）を行ったうえで、平成15年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。地方自治体においては、必要があると認められるときは、この基本方針等に即し、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しなければならないとされた。

その後、国は平成19年1月の全国調査を基に基本方針を見直し、地方自治体においてもその実情に応じて実施計画の見直しを行った。

さらに平成24年1月にも全国調査を行い、平成24年8月には法の5年間延長が行われ、平成25年7月には基本方針の見直しもなされたところである。

本市においては、ホームレスの自立支援等に関する施策を総合的に推進するため、平成16年7月に実施計画を策定し、救護施設を活用した生活保護の適用や、NPOとの共働事業で自立支援を行ってきた。しかしながら、我が国の長期的な不況等によりホームレスの数が増加したのに加え平成20年秋のリーマンショックを契機に、非正規労働者の住居の喪失が問題となり、ホームレスがさらに増加した。そのため、平成21年6月に実施計画を見直し、本市が主体となってきめ細かな自立支援を総合的かつ計画的に進めていくことで、ホームレスとニアホームレスと呼ばれる人たちが、地域社会の中でそれぞれの個別事情に応じた自立ができるよう支援策を実施してきた。

今回、国の法延長及び基本方針を基に、実施計画を見直し、本市の実情に応じた自立支援策によりホームレス問題の解決を図ることを目指すものである。

2 計画の位置づけ及び計画期間

- (1) 本計画は、法第9条第2項及び国の基本方針等に即して策定する実施計画である。
- (2) 計画期間は、基本方針等により計画期間が5年間とされていることから、平成26年度から平成30年度の5年間とする。ただし、特別の事情がある場合にはこの限りではない。
- (3) 福岡市保健福祉総合計画（平成23年度～平成27年度）をはじめ、福岡市の関連が深い各種計画とも連携を図る。

第2 ホームレスの現状

国は法に基づき基本方針を策定するため、平成15年1月～2月に地方公共団体の協力を得て全国調査として、目視によるホームレスの概数調査及び生活実態について調査票に基づき個別の面接調査（以下「生活実態調査」という。）を実施した。平成19年1月、平成24年1月にも同様の調査を実施した。

また、目視による概数調査は平成20年1月以降毎年実施されている。

1 人数

平成15年1月及び平成19年1月以降毎年の全国調査（概数調査）の結果、本市内のホームレスの数は以下のとおりとなっている。

平成25年1月の本市内のホームレス数は217人であり、調査区分別では、都市公園92人、河川23人、道路35人、駅舎6人、その他の施設61人となっている。

また、区別では東区17人、博多区70人、中央区110人、南区8人、城南区1人、早良区5人、西区6人となっている。

○本市のホームレス数の推移（目視による概数調査）

【調査区分別】

（単位：人）

調査区分	平成25年1月				24	23	22	21	20	19	15
	男性	女性	不明	合計							
都市公園	86	5	1	92	83	86	154	400	348	402	351
河 川	22	0	1	23	16	25	45	105	96	33	48
道 路	31	2	2	35	42	40	33	51	19	26	12
駅 舎	5	1	0	6	15	21	46	111	80	115	67
そ の 他	54	5	2	61	70	98	115	302	239	208	129
合 計	198	13	6	217	226	270	393	969	782	784	607

【区別】

（単位：人）

区	平成25年1月				24	23	22	21	20	19	15
	男性	女性	不明	合計							
東 区	17	0	0	17	25	24	30	74	63	38	59
博 多 区	64	3	3	70	70	103	149	445	360	415	301
中 央 区	97	10	3	110	110	116	160	317	259	224	187
南 区	8	0	0	8	7	9	9	39	39	33	28
城 南 区	1	0	0	1	0	0	6	6	4	2	1
早 良 区	5	0	0	5	3	8	19	34	11	15	6
西 区	6	0	0	6	11	10	21	54	46	57	25
合 計	198	13	6	217	226	270	393	969	782	784	607

2 本市における生活実態調査結果

平成24年1月の生活実態調査(調査対象者44名)の結果概要は次のとおり。
なお、参考として平成19年1月の調査結果を()で記載している。

(1) 【性別】

性別は、「男性」93.2% (89.8%)
「女性」6.8% (10.2%)

(2) 【年齢】

年齢層を見ると、
「60歳代以上」47.7% (41.0%)と増加する一方
「50歳代」40.9% (45.4%)
「40歳代」9.1% (12.5%)と減少し、
平均年齢は58.0歳 (57.6歳)となっており、
高齢化の傾向が見られる。

(3) 【路上生活の形態】

路上生活の形態は、
生活の場所が定まっている者が90.9% (86.4%)であり、
このうち、生活の場所としては、「公園」が60.0% (42.1%)
道路が15.0% (0%)を占めている。

(4) 【今回の路上生活の期間】

1年未満6.8% (25.6%)
1年以上3年未満22.7% (18.6%)
3年以上5年未満18.2% (19.8%)
5年以上52.3% (36.0%)となっており、
長期化の傾向がみられる

(5) 【路上生活に至る理由】(複数回答)

主な理由は、
「仕事が減った」39.5% (29.9%)
「倒産・失業」27.9% (19.5%)
であり、景気動向が大きく影響していると考えられる。

(6) 【就労状況】（複数回答）

就労している者が59.1%（63.6%）

仕事の内容は「廃品回収」92.3%（36.3%）

「運輸日雇」3.8%（1.8%）

「その他雑業」3.8%（14.3%）となっている。

また、収入については「5万円未満」73.2%（57.1%）

「5万円以上10万円未満」19.2%（32.2%）

「10万円以上」7.6%（10.7%）と

ほとんどが不安定就労で、収入は減少傾向にある。

(7) 【路上生活直前の仕事】

路上生活直前に就いていた仕事は、

「建設・採掘従事者」38.7%（36.4%）

「生産工程従事者」22.7%（12.5%）となっている。

また、その時の立場は、

「常勤職員・従業員」45.2%（33.3%）

「日雇・臨時・パート・アルバイト」50.0%（51.2%）

となっており、半数が不安定な就労状況であった。

(8) 【ホームレス前の一番長い職歴】

「建設・採掘従事者」29.5%（34.1%）

「生産工程従事者」20.5%（11.4%）となっている。

また、その時の立場は、

「常勤職員・従業員」65.8%（44.4%）

「日雇・臨時・パート・アルバイト」27.3%（39.7%）

となっており、定職に就いていた者が増加している。

(9) 【路上生活をするすぐ前に住んでいた地域】

「福岡市内」38.7%（46.6%）

「福岡市外」61.3%（53.4%）であり、

市外からの転入者が増加している。

(10) 【健康状態】

「体の具合の悪いところがある」27.3%（56.8%）にもかかわらず、そのうちの33.3%（51.0%）が何も治療をしていない状況にあるが、その割合は減少傾向にある。

(11) 【福祉制度の認知度と利用意思】

「巡回相談員にあったことがある」	97.7%	(2.3%)
「相談したことがある」	31.8%	(0.0%)
「シェルターを知っている」	72.7%	(39.7%)
「シェルターを利用したい」	9.7%	(51.6%)
「自立支援センターを知っている」	71.4%	(47.8%)
「自立支援センターを利用したい」	6.9%	(45.0%)
「生活保護を受給したことがある」	13.6%	(22.7%)

となっており、認知度はあがっている。

(12) 【今後の自立計画】

「今のままでいい」	34.1%	(8.0%)
「就職して自活したい」	22.7%	(43.1%)

となっており、現状維持を希望する者が増えている。

(13) 【求職活動状況】

「求職活動をしている」	11.4%	(29.5%)
「今は求職活動をしていないが、今後求職活動をする予定である」	13.6%	(12.5%)
「今も求職活動をしていないし、今後も求職活動をする予定はない」	75.0%	(58.0%)

となっており、就労意欲が減少している。

(14) 【希望する就労支援】（複数回答）

就職するために望む支援は、

「就職の際の身元保証の援助をしてほしい」	45.5%	(33.3%)
「自分たちにあった仕事先を開拓して欲しい」	36.4%	(20.0%)
「住所を設定する必要があるのでアパートが欲しい」	36.4%	(62.2%)

となっている。

(15) 【行政への要望・意見】（自由回答）

「仕事関連」	41.2%	(23.5%)
「住居関連」	29.4%	(32.3%)
「健康関連」	26.5%	(17.3%)
「食事関連」	23.5%	(18.0%)

となっている一方、

「行政に特に望むものはない」	22.7%	(27.3%)
----------------	-------	---------

となっている。

3 調査結果から推し量れる主な課題

(1) ホームレスの人数について

平成21年1月の概数調査では969人であったが、平成25年1月の概数調査では217人となっており、毎年減少傾向にあり、4年間で4分の1以下に減少している。

「路上生活をする直前に住んでいた地域」は福岡市外が61.3%と前回調査より7.9ポイント増加しており、本市に来た理由は「以前住んでいたり、仕事があったりでなじみがある」が43.2%であることなどから、職と生活の場を求めて市外から本市へ流入傾向にある。

(2) 高齢化について

今回の調査では「60歳代以上の高齢者」が47.7%と前回の調査から6.7ポイント増となっており、高齢化が進んでいる状況にある。

今回は生活実態調査の対象にはなっていないが、市中には高齢のホームレスもあり、早期自立に向けた粘り強い接触が必要である。

(3) 長期化について

今回の調査では、「路上生活をするようになって5年以上」が52.3%と、前回に調査から16.3ポイント増加しており、高齢化とともに長期化が進んでいる。

一方、国の調査結果では地方都市の若年層においては路上生活期間が短い傾向にあるとしており、本市でも同様の傾向が見られ、路上生活期間の二極化がみられる。

(4) 雇用情勢について

今回の調査では、路上生活になった理由として、「倒産・失業」27.9%、「仕事が減った」39.5%がそれぞれ前回の調査から8.4ポイント、9.6ポイント増加している。

また、仕事をしている者は59.1%と前回より4.5ポイント減少しており、仕事の内容は前回41.1%であった「建設日雇」は今回おらず、「廃品回収」が92.3%と前回より56ポイント増加している。

就職するために望む支援についても「自分たちにあった仕事先を開拓してほしい」が36.4%と前回より16.4ポイント増加している。

以上のことから、ホームレスを取り巻く雇用情勢は厳しい状況にある。

(5) 福祉制度について

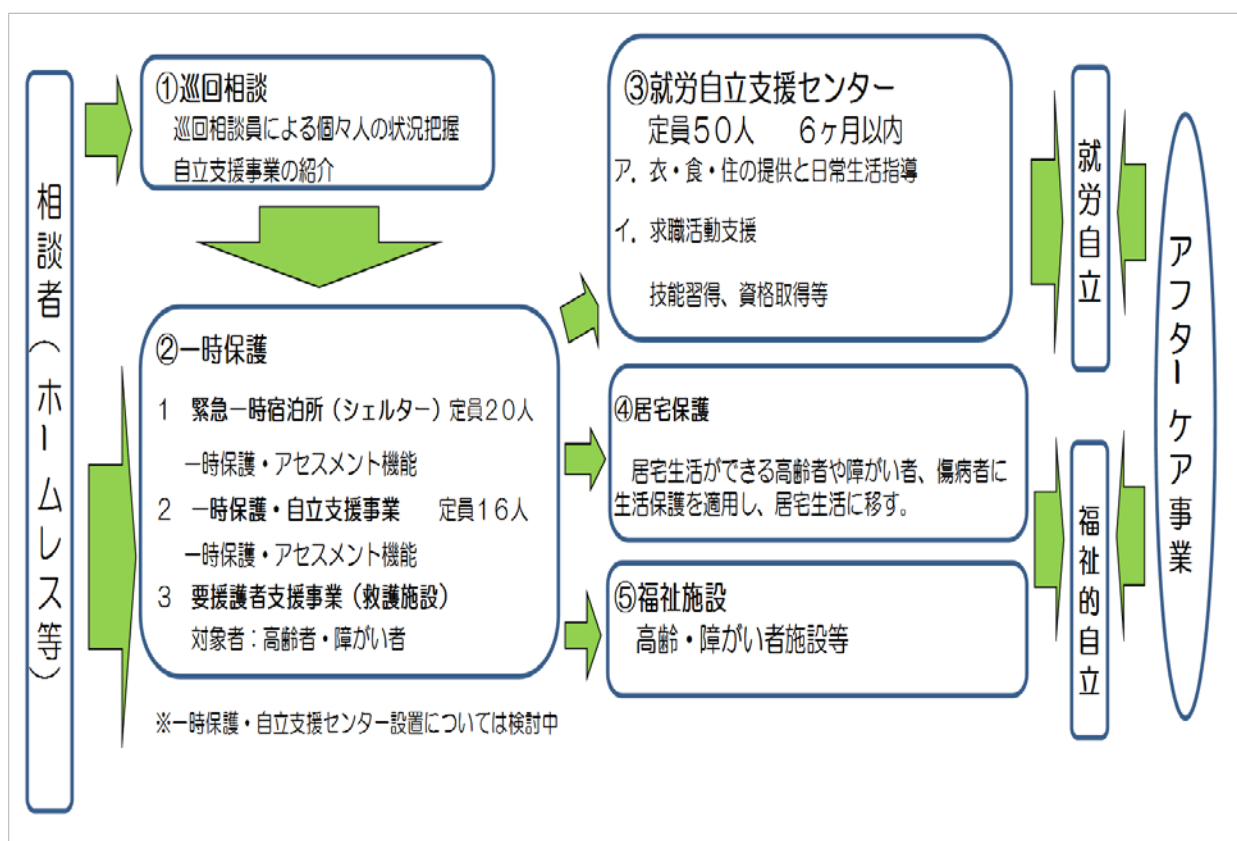
「巡回相談員にあったことがある」「相談したことがある」「シェルターを知っている」「自立支援センターを知っている」はいずれも前回調査時に比べ大幅に増加している。しかし、一方で「利用したい」は減少している。

利用促進のための効果的なアプローチが必要である。

第3 「福岡市ホームレス自立支援実施計画（第2次）」の実績と評価

平成21年6月に策定した「福岡市ホームレス自立支援実施計画（第2次）」に基づき、

- 「福岡市巡回相談・アフターケア事業」（H21.6～）
 - 「福岡市就労自立支援センター運営事業」（H21.11～）
 - 「福岡市自立支援事業」（H22.4～）
 - 「福岡市一時保護自立支援事業」（H22.4～）
 - 「福岡市緊急一時宿泊事業」（H22.7～）
 - 「要援護者支援事業」（H13～）
- 等を現在実施している。（下図参照）



それぞれの取り組みの実績及び評価は次のとおりである。

1 相談事業の充実

(1) 巡回相談事業の実施

ホームレスが個々に抱える健康上の問題や社会的な問題（借金等）などの諸問題を十分に把握し、問題解決のために関係機関との連携・調整を図るなどホームレスの自立に向け、きめ細かに関わっていく必要があるため、巡回相談事業を実施する。

○事業名：ホームレス巡回相談・アフターケア事業（H21.6～）

市が委託した専門相談員（公益社団法人 福岡社会福祉士会）が駅や公園、河川など市内全域を巡回して個別の相談に応じ、路上生活からの自立に向けた支援を行っている。

今後は、ホームレスの長期化や多様化する課題に対応するための工夫が必要である。

（巡回相談）

（単位：件）

	H21	H22	H23	H24
相談延べ件数	2,033	3,938	2,966	4,034
支援実件数	174	248	84	124

(2) 総合相談窓口の設置

ホームレス状態の人やネットカフェ等で生活する人、就労収入が少なく生活が維持できない人（ワーキングプア）、ホームレスに陥る可能性が高い人（ニアホームレス）などが幅広く相談できる窓口を設置する。

市としての総合相談窓口は設置していないが、福祉的窓口としては博多区保護第3課に窓口を一本化し、シェルター内にシェルター相談事業として相談員を配置するとともに、巡回相談事業として巡回相談時にチラシを配布し、各種相談に応じ専門機関に繋いでいる。

また、生活維持困難者や住居喪失のおそれがある人などには、各区福祉事務所での生活保護の相談や住宅就労支援センターでの相談・支援を行っている。

今後も、現行の各種相談窓口を充実させるとともに、ホームレスの総合相談窓口の設置については必要性を検討する必要がある。

2 自立に向けた支援

(1) 自立支援施設の設置

効果的に事業を進めるため、複数の機能を有する核となる自立支援施設を設置し、その施設を中心として事業の推進を図る。

複数の機能を有する核となる自立支援施設は、適当な候補地選定等が課題となり未設置であるが、市が設置した「就労自立支援センター」と「一時保護自立支援事業」、「自立支援事業」や「緊急一時宿泊事業」など、NPO団体が確保している支援アパートなどを活用した事業とで、自立支援施設に必要な機能は分散立地型として、暫定的に実施している。

各施設の特色を活用することによりホームレス数の減少につながっており、今後とも各事業を継続する。

○平成24年度までの実績

(単位：人)

施設	事業開始	延べ入所者数	延べ退所者数	自立者数
就労自立支援センター	H21.11	371	310	221
福祉センター (一時保護自立支援事業)	H22.4	174	173	112
アセスメントセンター (自立支援事業)	H22.4	392	386	37
シェルター (緊急一時宿泊事業)	H22.7	407	387	346
松濤園 (要援護者支援事業)	H13	28	26	24

※松濤園についてはH21からの数字

(2) サテライト型施設の検討

個々人にきめ細かな対応ができる多機能の施設で、かつ自立後の生活環境に近い、小規模施設の設置を検討する。設置・運営にあたっては、民間賃貸住宅の活用や、NPO団体・社会福祉法人等との共働も検討する。

サテライト型施設の設置には至っていないが、自立支援施設が未設置であることから、NPO団体が確保しているアパートなどを活用した事業を展開することで、自立支援施設の機能を分散し、効率よく運用しており、十分サテライト型施設の機能は果たしている。

自立後の生活に配慮するため、アフターケア事業を実施している。また、パーソナル・サポートモデル事業(平成22年10月～平成24年度)を実施した。

(3) 安定した生活の場を確保するための支援

- ・住宅情報の提供事業
低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報提供の充実に努める。
- ・保証人の確保
入居の際に保証人が確保できない人への支援に努める。
- ・公営住宅の活用
安定した住宅の確保のため、公営住宅等の活用について研究する。

○事業名：住宅情報提供事業(H23.2～)

ホームレスや一時寄宿状態の方が生活保護を申請する際に、家賃が生活保護の住宅扶助基準を越えない範囲で、賃貸条件や居住環境が良好である物件情報を提供し、安全かつ良質な居宅生活へ移行することを支援するために専門員を配置している。(博多区、西区に常駐し、全区を受け持つ。)

安定した生活の場の確保のため継続実施が必要である。

(単位：件)

	情報提供件数			契約数
	ホームレス	生活保護受給者	一般	
H23	209			49
	12	184	13	
H24	233			52
	0	221	12	

(4) 中間施設の検討(グループホーム的施設)

長期のホームレス生活の影響等により、安定した社会生活に戻るためには、一定期間、金銭管理や家事の支援、習慣作りが必要な人もいたため、日常生活支援が行える施設の設置を検討する。

設置には至っていないが、居宅生活移行後、アフターケア事業等で社会生活の継続支援を行っている。

また、ホームレス専用の中間施設ではないが、既存の障がい者用グループホーム等へ就労自立支援センター退所後に入所する者もいる。

引き続き検討が必要である。

(5) 多様な就労形態の検討

都市型就労だけでなく、本人の能力や特性を活かせる農林水産業等に従事することを希望する人を支援するため、農村・山間部にサテライト型施設を設置するなどの就労支援を検討する。設置・運営に当たっては、NPO団体や社会福祉法人等との共働も検討する。

農林水産業等に従事することを希望する人は少なく（H24.1に実施された生活実態調査の結果によると、国では1%未満、市では0人）、事業の具体化までの検討に至っていないが、生活保護の就労意欲喚起等事業に農業体験プログラムがあり、活用が可能である。

農林水産業等に限らず広い視野での検討が必要である。

(6) 就労と福祉的施策を組み合わせた支援

本人の能力を十分に活用しても就労自立が難しい人には、就労と福祉的施策（生活保護等）を組み合わせた自立を支援する。

就労自立支援センターにおいて、本人の能力に応じた就労支援を行っているが、本人の能力を十分に活用しても就労自立が困難な人に対しては、半就労・半福祉もしくは生活保護による住居設定を行い、ホームレス状態からの自立を支援している。

また、他の施設においても、就労自立は困難だが居宅生活が可能な人に対しては生活保護による住居設定を行い、ホームレス状態からの自立を支援している。

適正保護の観点からも、継続が必要である。

福祉的自立延べ人数（平成24年度末現在）（単位：人）

施設	事業開始	件数
就労自立支援センター	H21.11	54
福祉センター	H22.4	108
アセスメントセンター	H22.4	32
シェルター	H22.7	345
松濤園	H13	24

※松濤園についてはH21からの数字

3 生活保護の適正実施

(1) 傷病のために入院を要する者や医療機関に搬送された者に対して必要に応じて生活保護を適用する。

傷病のために入院を要する者や医療機関に搬送された者に対しては入院期間のみ生活保護を適用する急迫保護や、1日のみの外来診療が可能な緊急医療を実施している。

また、急迫保護適用後退院時に本人が希望すれば住居設定を行いホームレス状態からの自立に繋ぐ場合もある。

ホームレス数の減少に応じて、年々利用者の人数は減少しているが、今後も継続が必要である。

(単位：人)

	H21	H22	H23	H24
急迫保護(入院)	173	146	106	73
緊急医療	345	294	295	121
退院時の住居設定	76	60	44	33

(2) 要援護者に対して、本人の状況に応じて自立支援策や救護施設「松濤園」を活用するとともに、必要に応じて生活保護を適用する。

○事業名：福岡市一保護自立支援事業 (H22, 4～)

ホームレスまたはホームレスとなる恐れのある高齢者、障がい者(疑いがある者を含む)、及び児童をとまなう者等を福祉センターに入所させ、アセスメントを実施したのち、施設入所、住居設定などの福祉的自立を図る。

多様なニーズに対応するため継続が必要である。

(単位：人)

	H22	H23	H24
入 所	81	64	29
退 所	78	63	32
福祉的自立	43	44	17

○事業名：福岡市要援護者事業 (H13～)

ホームレスまたはホームレスとなる恐れのある高齢者、障がい者(疑いがある者を含む)を救護施設「松濤園」に入所させ、アセスメントを実施したのち、施設入所、住居設定などの福祉的自立を図る。平成22年度からは福祉センターの補完的役割を担っている。

救護施設の指導員による適切な支援が期待できるため、継続が必要である。

(単位：人)

	H22	H23	H24
入 所	8	5	10
退 所	8	5	8
福祉的自立	8	4	7

4 保健及び医療の確保

(1) 結核検診

結核検診を実施するとともに、結核検診の結果等により結核に罹患している場合は服薬指導を徹底するとともに福祉事務所と連携した支援を行う。

○事業名：屋外生活者(ホームレス)結核検診事業 (H14～)

保健福祉局保健予防課において年1回程度、ホームレスが多い区を中心に博多区、中央区、西区等で実施。

ホームレスへの周知には福岡市ホームレス巡回相談・アフターケア事業の受託者である公益社団法人福岡県社会福祉士会と連携し、啓発チラシの配付や声掛け、検診当日の移送などで協力している。

実施にあたっては、今後とも連携を図る必要がある。

(単位：人)

	H21	H22	H23	H24
受検者数	127	89	76	64

(2) 巡回相談・窓口相談事業

ホームレス生活の長期化や高齢化に伴い、健康に不安を感じる者も多い。よって、巡回相談や窓口相談を実施するとともに、関係機関や民間団体が実施する医療相談等との連携を図る。

○事業名：福岡市ホームレス巡回相談・アフターケア事業 (H21.6～)

市内で生活するホームレス状態の人、またはホームレス状態に陥る可能性が高い人を対象に市内を巡回し、本人の状況を聞き取りなどにより把握し、必要な支援を行う。

今後も継続が必要である。

(単位：人)

	H21	H22	H23	H24
延べ相談件数	2,003	3,938	2,966	4,034
支援実件数	174	248	84	124

○済生会福岡総合病院との連携

済生会福岡総合病院が月 1 回実施している「ホームレス巡回健康相談事業」の際、巡回相談・アフターケア事業の一環として巡回に同行。また、平成 23 年度から実施されている「ホームレスのインフルエンザ予防接種」についても、ホームレスへのチラシ配付、声掛け、当日の移送等で連携を図っている

実施にあたっては、今後も連携を図る必要がある。

(3) 入院協力金制度

緊急搬送時の受け入れ救急医療機関の拡充を図る。

緊急搬送時の受け入れ救急医療機関へ 1 件あたり 3 千円の入院協力金を支給している。

○事業名：入院協力金制度（H7～）

	H21	H22	H23	H24
件数(件)	168	134	90	68
金額(千円)	504	402	270	204

ホームレス数の減少により実施件数は減少しているが、今後も継続が必要である。

5 アフターケア事業(自立後の支援)

再ホームレス化を防ぎ、地域で安定した生活ができるように支援するため、自立後も定期的連絡や訪問を行い、職場や地域社会での状況を把握し、必要に応じた支援や指導を行うアフターケア事業を実施する。

○事業名：福岡市ホームレス巡回相談。アフターケア事業（H21.6～）

路上生活から就労や生活保護により自立した者が、地域で安定した生活を送り、再度ホームレスに戻らないように、訪問面談等を実施して自立の継続を支援している。

再ホームレス化防止のためには一定期間のフォローが必要であり、今後も充実して実施する必要がある。

(単位：人)

	H21	H22	H23	H24
延べ相談件数	1,234	2,838	4,074	1,545
支援実件数	150	146	80	39

○事業名：パーソナル・サポートモデル事業（H22.10～H24）

自立した生活を望みながら、様々な問題により自立が困難な人に対して、必要な支援をコーディネートし、専門的な見地からサポーターが継続的な伴走的支援を行う事業で、国のモデル事業として平成24年度まで実施。福岡市は支援対象者をホームレス等に特化して実施した。

（単位：人）

延べ利用者	社会資源活用	就労継続	施設入所	その他
122	39	12	4	67

6 関係機関や民間団体との連携

（１）ホームレスのニーズを的確に把握するために、自立に向けてきめ細かな支援活動を行っているＮＰＯやボランティア団体等の民間団体と連携・協力を行うにあたって、各種の支援を行う。また、支援団体が活動しやすい新たな支援のしくみを研究する。

○事業名：ホームレス自立支援事業（H16.6～H21）

ＮＰＯ法人福岡すまいの会と共働し、民間のアパートを活用して就労意欲の高いホームレスに、住居、食事等を提供し、就労による自立を支援。ＮＰＯ法人に補助金を交付。

（単位：人）

	入所者	退所者	就労自立	福祉的自立
H16～H21の実績	179	148	94	9

※H22からは「福岡市自立支援事業」として委託事業に移行

○事業名：ホームレス緊急一時保護事業（H16.9～H21）

特定非営利活動法人介護賃貸住宅ＮＰＯセンターと共働し、民間のアパートを活用して高齢者・障がい者・妊婦・児童など緊急に支援を行う必要があるホームレスに、住居、食事等を提供し、自立を支援。ＮＰＯ法人に補助金を交付。

（単位：人）

	入所者	退所者	就労自立	福祉的自立
H16～H21の実績	113	99	3	72

※H22からは「福岡市一時保護自立支援事業」として委託事業に移行

(2) ホームレスが抱える多様な問題の解決を効果的に進めるため、医療や法律、福祉等の専門機関や福祉団体との連携を図る。

○事業名：福岡市ホームレス自立支援推進協議会

ホームレス問題の解決に向けて、「市民」と「行政」が共働して取り組むとともに、広く市民の理解と協力を得るため、福岡市自立支援推進協議会を設置し、連携を図るよう努めている。

また、ホームレスの支援団体による意見交換会の開催や、パーソナル・サポートモデル事業実施の際に主要なホームレス支援団体等に声掛けして共同事業体を構成するなど支援団体の連携を図った。

今後も、継続して連携する必要がある。

(3) 県を中心としたホームレス対策の会議等を活用し、県内市町村及び近県等の自立支援策、市民啓発などの情報交換を行う。

福岡県ホームレス自立支援推進協議会(毎年開催)に参加し、県内市町村と情報交換を行っている。

また、ホームレスが多い自治体で構成する、全国自治体ホームレス対策連絡協議会(毎年開催)の構成団体として、会議に参加し情報交換を行っている。

今後も、継続して情報交換を行う必要がある。

(4) 民生委員・児童委員からの通報など関係機関との連携により、困窮状態に陥っている者の情報提供など、地域における福祉的ニーズの把握に努める。

民生委員・児童委員からの研修・施設見学等の依頼に随時応じ、ホームレス自立支援事業への理解を深めていただき、情報提供など連携の強化に努めている。

また、地域から通報があった場合には、相談対応や支援対応を行うなど適切に対応している。

今後も、継続して連携する必要がある。

7 人権擁護

- (1) 社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と連携しながら、ホームレスに対する偏見や差別を解消するための啓発活動を行う。

民生委員・児童委員からの研修・施設見学の依頼に随時応じ、啓発活動を行っている。

今後も、継続して啓発活動を実施する必要がある。

- (2) ホームレスに対する偏見や・差別、通行人等からの暴力、嫌がらせなど人権に関する相談については、人権啓発センター、人権擁護委員、法務局などの関係機関と連携しながら、近隣住民の人権にも配慮しつつ適切な対応を図る。

ホームレスの自立支援に関する出前講座を準備し、申込者に対して施策内容を説明するとともに、ホームレスへの理解を得るように努めている。

また、人権啓発センターが主催するハートフルフェスタにおいてホームレスの関するパネル展示を実施（H21～H23）し、平成23年度には福岡市が作成する様々な人権課題をテーマにしたラジオ番組「こころのオルゴール」でホームレスに関する番組を放送した。

今後も、関係機関と連携する必要がある。

- (3) 市職員、施設関係職員、さらには企業、地域団体に対してもホームレス問題を人権問題としてとらえ、人権意識の高揚を図るため、研修等の場において、実施計画や各種の支援・取組みについての情報提供など、啓発活動を行う。

平成23年度は、生活保護業務新任職員に対する研修において、ホームレス自立支援事業等についての説明を行い、各区保護課職員への情報提供を行った。

また、地域等からの出前講座等の依頼にも随時対応し啓発活動を行っている。

今後も、継続して啓発活動を実施する必要がある。

8 地域における生活環境の改善

- (1) ホームレスが多い公園等に関しては、巡回指導及び巡回相談を実施し、人権に配慮しながら、適正な利用の確保を図る。

○事業名：福岡市巡回相談・アフターケア事業（H21.6～）

市民等からホームレスに関する問い合わせ・苦情が寄せられた際には、「福岡市巡回相談・アフターケア事業」に繋ぎ、福祉制度の説明を行い、相談に応じ公園等の適正な利用をお願いしている。

また、拒否的態度を取るホームレスに対しても、継続的な接触を心がけている。

今後も、継続して実施する必要がある。

○住宅都市局みどり管理課による公園の巡回指導

- ・ H13.4 博多区維持管理課に専任嘱託員 2 名配置
- ・ H15.4 博多区維持管理課に専任主査を新設
- ・ H16.4 公園管理課（現みどり管理課）に専任嘱託員 2 名配置
（博多区以外の公園を担当）

今後も、連携を継続する必要がある。

- (2) 公共性が高い駅や地下街等の民間施設についても、巡回相談を実施し、ホームレスが抱える諸問題の把握に努め、適切な支援策に繋げることで、ホームレスの自立支援や環境の改善を図る。

○事業名：福岡市巡回相談・アフターケア事業（H21.6～）

駅や地下街等の民間施設についても「福岡市巡回相談・アフターケア事業」により適宜巡回し、福祉制度の説明を行い、相談に応じ支援に繋げている。今後も、継続して実施する必要がある。

- (3) 巡回指導及び巡回相談の実施にあたっては、福祉部門と公園や河川等の管理部門(国・県・市)、民間施設の管理者等との連携を強化し、問題解決にあたる。また、洪水等の災害時に、河川等に起居するホームレスに危険が及ぶ事態が想定されるため、管理部門(国・県・市)と福祉部門が連絡調整し、配慮して対応する。

巡回指導及び巡回相談の実施の際には、住宅都市局(公園)、道路下水道局(道路・河川)、港湾局(港湾施設)、交通局(地下鉄)、民間施設の管理者(JR西日本・JR九州)等と情報共有し、連携を図りながら問題解決にあたっている。今後も連携を継続する必要がある。

第4 第3次実施計画の基本方針

平成24年1月に実施された「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」の調査結果について、国の「ホームレスの実態に関する全国調査検討会」において検証・分析が行われ、平成24年12月に報告書が公表されている。それによると、ホームレスの特徴と課題は次の4点となっている。

(1) 路上生活者の高齢化、長期化の進展

平成19年度調査でも路上生活者の高齢化、長期化が指摘されているが、今回調査ではさらにその傾向が強まっている。

これに対して、35歳未満の層は数は少ないが、その4割以上が路上生活になって1ヵ月未満である。

要因としては、

- ① 若年者は、住居が不安定になっても、ネットカフェや会社の寮などと路上との行き来の中で、短期間路上に現れるという形態をとりやすい。
- ② ホームレスの自立支援施策が、若年のホームレスあるいはそのおそれがある人々を良く捕捉している。(施策に予防的な効果がある。)
- ③ 長期に路上生活を継続している高齢者は、自立支援を中軸とした施策自体を知らないか、または知っていても敬遠しがちであるため、現状維持で行くしかないと考える傾向に陥りがちである。

ということが挙げられる。

(2) 高齢・長期層の路上での生活状況

長期化していく路上生活者、とりわけ高齢層の生活を支えているのは「廃品回収」等の収入のある仕事と年金収入、またはそれらの組み合わせである。

路上生活期間が長いほど希望する生活は「今のままでいい」が多くなっているが、これは路上で仕事をしており、一定の収入を得ながら生活ができていることへの彼らなりの自負も背景にあると考えられる。

しかし、一方で「健康の不安」も少なくない。

(3) 再ホームレス化について

今回の路上期間は短くても、路上と屋根のある場所の行き来を繰り返している人々が一定数存在しており、とりわけ若年層でホームレス自立支援策や生活保護などの制度を利用しながら、再ホームレス化している人々が少なからず存在する。

また、自立支援センター利用経験者の退所理由では、特に高齢層で「無断退所等」が多く、そうした場合に再ホームレス化しやすい。

しかしながら、45歳未満の層では「就労自立」という理想的な退所でありながら、その後路上に戻っている人々も存在する。

(4) 若年層について

若年層は路上生活期間が短く、施策によって捕捉される可能性が高いが、路上生活を始めた理由として「人間関係」「労働環境」「借金」「家庭内のいざこざ」等多様な問題が重なり合っていることが特徴的である。

以上、国の「ホームレスの実態に関する全国調査検討会」の分析、本市の全国調査結果から推し量れる主な課題、及び第2次実施計画の実績と評価を踏まえて、次の3点を今回の実施計画の基本方針とし、施策を推進していく。

1 自立支援施設等を中心とした施策の推進

第2次実施計画では、複数の機能を有する核となる自立支援センターを設置することとしていたが、適当な候補地選定等が課題となり、現在、ホームレス支援団体等の協力により機能分散型で運営している。

それぞれの支援団体の特色を活かした形での運営により、多様化するホームレスのニーズに応じた支援が可能となっている。

核となる施設の設置についても今後検討を重ねつつ、現行の機能分散型の自立支援施設等のメリットを最大限に活用して施策を推進していく。

2 多様化するホームレスへの柔軟な施策の推進

仕事や年金があり自負を持ちながら生活する一方、施策に疎い状態のまま高齢化・長期化する人々に対しては、人権に配慮した粘り強い説得が必要である。

また、路上生活に至る原因として、重複する課題を抱えている人々が多い傾向がある。

よって、路上の段階から個人毎の支援計画を作成し、丁寧な相談・アセスメントによる個々人のニーズに応じた施策を推進していく。

3 再ホームレス化の防止に向けた施策の推進

自立支援施設などの整備や、巡回相談・アフターケア事業の推進等により、ホームレスの数は減少傾向にあるものの、職場や地域生活に馴染めず再びホームレスとなる人々も少なからず存在する。

再ホームレス化する人々の中には重複する課題を抱えている場合が多く、一人では解決できずにいる。

アフターケア事業の拡充を図るなどして再ホームレス化の防止に向けた施策を推進する。

また、自立支援施設の生活に馴染めず、自主・強制退所する者もあり、再ホームレス化している状況にある。個人毎の支援計画作成・見直しの充実を図り、自主・強制退所の原因を究明し、対応策を検討する。

第5 第3次実施計画における本市の取り組み

1 相談事業等による個々人のニーズに応じた支援

(1) 巡回相談事業の充実

本市内に起居するホームレスは高齢化・長期化する一方、若年層は路上生活期間が短い傾向にある。

高齢化・長期化するホームレスは、仕事や年金を持ち、自活しているという自負を持ちながら生活している傾向にある一方で、生活保護制度や福祉制度の情報が十分に届かない状況にある場合も多い。平成21年6月からの事業実績を見ても、巡回相談による粘り強い接触・説得により自立に結びついた例もある。

また、路上と屋根のある場所を行き来し、路上生活期間が短い傾向にある若年層は、その抱える問題も重複化している場合が多く、その問題解決のためには本人が抱える問題を十分に把握し、関係機関との連携・調整をさらにきめ細かく行う必要がある。

このように、多様化するホームレスの状況に対応するため、以下の支援内容を実施する。

- ・ホームレスの状況把握
- ・各種社会福祉制度や施策、社会資源の周知及び手続支援
- ・保健、福祉等各種相談窓口の案内・同行及び連携
- ・家族、親族等との交流促進を目指した指導
- ・社会生活を望まないホームレスに対する自立意欲の喚起 など

なお、支援にあたってはホームレスとの接触の段階に応じた支援計画を策定し、適宜見直すことにより巡回相談事業のさらなる充実を図る。

また、事業の充実のために必要な人員についても考慮する。

(2) 総合相談窓口の設置の検討

ホームレス状態の者や、ホームレスになるおそれがある者などが幅広く相談できる窓口の設置については、適当な候補地選定等が課題となっている。

現在、国において生活困窮者自立支援制度のなかで相談支援体制の構築が検討されており、ホームレスも対象となっている。ホームレス単独の総合相談窓口の設置についてはその動向を見ながら、検討していく。

2 ホームレス自立支援事業の推進

(1) 自立支援施設の運営

効果的にホームレスの自立支援事業を推進するための、シェルター機能・アセスメント機能・就労支援機能・日常生活支援といった複数の機能を有する核となる自立支援センターの設置については、適当な候補地選定等が課題となっている。

しかしながら、現在「シェルター機能」を緊急一時宿泊事業（シェルター）で、「アセスメント機能」を自立支援事業（アセスメントセンター）、一時保護自立支援事業（福祉センター）、要援護者支援事業（松濤園）で、「就労支援機能」を就労自立支援センターで行うという、機能分散型の施設運営を行っており、各施設の特色を活かすことにより、市内のホームレス数も減少傾向にあり、効果的に機能している。

今後は、核となる一体型の自立支援センターの設置も視野に入れつつ、現在の機能分散型の施設運営体制を中心に、各施設の連携をより深めることにより、ホームレスの抱える重複した課題に対応し、自立支援を図る。

なお、施設の設置・運営にあたっては、民間賃貸住宅の活用や、NPO団体、社会福祉法人等と共働し、今後とも充実に努める。

また、民間施設である無料低額宿泊施設とも連携を図り、効果的な自立支援に努める。

(2) 自主退所者等への対応の検討

就労自立支援センターをはじめとする自立支援施設においては、就労自立、福祉的自立等の自立による退所実績を数多く上げているが、一方で、施設での集団生活に馴染めない等の理由で自主・強制退所となる者も相当数存在する。それらの者は再ホームレス化している可能性が十分に考えられるため、支援計画の作成・見直しの充実を図り、集団生活に馴染めない者等への対応について検討する。

(3) 安定した生活の場を確保するための支援

・住宅情報提供事業

専門員を配置し、生活保護の住宅扶助基準を越えない範囲で、賃貸条件や居住環境が良好である物件情報を提供し、安全かつ良質な居宅生活への移行支援を継続する。

・保証人の確保

入居の際に保証人が確保できない人への支援に努める。

・公営住宅の活用

安定した住宅確保のため、公営住宅等の活用について関係部署・関係機関等と連携して研究する。

(4) 中間施設の検討

長期のホームレス生活の影響や障がい等により、自立支援施設退所後の安定した社会生活の継続に不安がある者が、居宅生活に移行する前に、一定期間日常生活支援のために入所可能な施設の設置については、入所対象者や施設形態など望ましい在り方を整理し、ホームレス自立支援施策での設置の可能性を含めて検討する。

(5) 多様な就労形態の検討

ホームレスの中には、長期のホームレス生活の影響等により、早急な就労が困難な者や、様々な障がいを抱えているために就労の意欲は持っているものの一般就労に至らない者も相当数存在する。それらの者が、徐々に就労に馴染み、一定期間を経て一般就労が可能となるような中間的就労支援について検討する。

(6) 就労と福祉施策を組み合わせた支援

自己の能力を十分に活用しても就労自立が困難な者には、就労と生活保護等の福祉施策を組み合わせた自立を支援する。

3 生活保護法による適正な保護の実施

(1) 急迫保護等による生活保護の適用

傷病のために入院を要する者や医療機関に搬送された者に対して必要に応じて生活保護を適用し、退院時には本人の自立の意思を確認したうえで、居宅生活等の自立を支援する。

(2) 要援護者支援事業の活用

要援護者に対しては、本人の状況に応じて自立支援策や救護施設「松濤園」を活用するとともに、必要に応じて生活保護を適用する。

4 保健及び医療の確保

(1) 結核検診

保健福祉局の関係部署と連携して結核検診を実施し、結果等によりり患している場合は服薬等の治療指導を徹底するとともに、保健所と連携して支援を行う。

(2) 巡回相談・窓口相談事業

ホームレス生活の高齢化・長期化に伴い、健康状態が悪い者や健康に不安を感じている者も多い。巡回相談によりニーズを把握するとともに、関係機関や民間団体が実施する医療相談等との連携を強化し、医療機関での治療に繋げるよう努める。

(3) 入院協力金制度

緊急搬送時の受け入れ救急医療機関の拡充を図るため、事業を継続する。

5 安定した社会生活継続のための支援

(1) アフターケア事業の充実

再ホームレス化を防ぎ、地域で安定した生活ができるよう支援するため、自立後も定期的連絡や訪問により職場や地域生活での状況を把握し、必要な支援を一定期間行うアフターケア事業を実施しているが、アフターケア終了後に再びホームレス状態に陥る例もあることに鑑み、アフターケア対象者の拡大や支援計画の見直しの徹底など、アフターケア事業の充実を図る。また、充実のために必要な人員についても考慮する。

(2) 追跡調査の実施

自立後の生活状況把握と再ホームレス化の原因究明のため、アフターケア終了時に本人の同意を得たうえで、自立後一定期間ごとにアンケート方式などによる追跡調査を実施する。

6 関係機関や民間団体との連携

(1) 民間団体との連携

ホームレスの自立支援施策の実施にあたっては、ホームレスの自立に向けてきめ細かな支援活動を行っているNPO団体やボランティア団体等の民間団体との連携が不可欠である。今後とも連携し、ホームレスの自立支援を推進する。

(2) 専門機関との連携

ホームレスが抱える問題が多様化・複雑化していることから、医療や法律、福祉等の専門機関との連携を図り、課題解決を効果的に行うよう努める。

(3) 他の自治体との連携

県を中心としたホームレスの対策会議等を活用し、県内市町村との情報交換を行う。

また、ホームレスが多い自治体で構成する「全国自治体ホームレス対策連絡協議会」を活用し、国の動向や他都市の情報の収集や情報交換に努めるとともに、広域で取り組むべき問題については国への要望行動を継続する。

(4) 地域との連携

民生委員・児童委員からの通報など地域との連携により、困窮状況に陥っている者の情報提供等、地域における福祉等のニーズの把握に努める。

7 人権擁護・啓発活動の推進

(1) 福祉関係者との連携による啓発活動

社会福祉協議会，民生委員・児童委員等の福祉関係者と連携しながら，ホームレスに対する偏見や差別を解消するための啓発活動を行う。

(2) 人権に関する相談への対応

ホームレスに対する偏見や差別，通行人等からの暴力，嫌がらせ等人権に関する相談については，人権啓発センター，人権擁護委員，法務局等の関係機関と連携しながら，適切な対応を図る。

(3) 研修等による啓発活動

市職員，教員，施設関係職員，さらには企業，地域団体に対してもホームレスを人権問題としてとらえ，人権意識の高揚を図るため，研修や出前講座等の機会をとらえ，ホームレスの状況，実施計画や自立支援施策の取り組みについての情報提供等，啓発活動の充実を図る。

8 地域における生活環境の改善

(1) 公共施設等の適正利用の確保

ホームレスが多い公園等に関しては，施設管理者等と連携して巡回指導及び巡回相談を実施しているところであるが，今後も継続して人権に配慮しながら，適正な施設利用の確保を図る。

また，公共性が高い駅や地下街等の民間施設についても，巡回相談を実施し，多様化する諸問題の把握に努め，福祉施策等に繋げることにより，継続してホームレスの自立支援や地域における生活環境の改善を図る。なお，巡回相談の実施にあたっては民間施設の管理者等との連携を強化し，問題解決を図る。

(2) 災害時の連絡調整

洪水等の災害時に，河川等に起居するホームレスに危険が及ぶ事態が想定される場合は，管理部門(国・県・市)と福祉部門等が密に連絡を行い対応する。

第6 ホームレス自立支援施策の推進体制

本実施計画を福岡市の実情に応じて計画的に推進するため、以下の組織を設置している。

○行政及び民間団体等で組織された総合組織

「福岡市ホームレス自立支援推進協議会」

行政、ホームレス支援団体、民間団体、地域団体、関係機関、学識経験者等で構成する協議会からホームレス対策に関する提案をいただき、それを踏まえて実施計画を策定した。

今後も、幅広い意見交換や情報交換を行うとともに、啓発活動の計画や必要な事業を行う。

○庁内における組織

「福岡市ホームレス対策連絡会議」

担当副市長及び関係局長で構成。

ホームレス対策にかかる基本方針及び施策の検討・評価を行う。

第7 次期実施計画について

この計画は、第2次実施計画（H21～H25）に基づき、自立支援事業を実施した結果を踏まえて改定するものである。

「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が平成24年8月に5年間延長されたことに伴い、国の「ホームレスの自立等に関する基本方針」（H25.7～H30.7）が改定されたことにより、本実施計画の実施期間は平成26年度から平成30年度までの5年間とし、実施するものである。ただし、特別の事情がある場合にはその限りではない。

なお、次期実施計画の改定にあたっては、本市のホームレスの状況や国の動向に注視しながら、期間満了前に事業の成果を把握するとともに、評価を行い、次期計画の必要性も含めて検討を行う。

参考資料

○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

(平成十四年八月七日法律第百五号)

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本方針及び実施計画（第八条・第九条）

第三章 財政上の措置等（第十条・第十一条）

第四章 民間団体の能力の活用等（第十二条—第十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

（ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
- 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

（ホームレスの自立への努力）

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

（国の責務）

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（国民の協力）

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

（基本方針）

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域

における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

- 3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

- 2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努め

るとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

（国及び地方公共団体の連携）

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

（ホームレスの実態に関する全国調査）

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十五年を経過した日に、その効力を失う。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

○ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

（平成25年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号）

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）第8条第1項の規定に基づきホームレスの自立の支援等に関する基本方針を次のように定め、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成20年厚生労働省・国土交通省告示第1号）は廃止する。

目次

- 第1 はじめに
- 第2 ホームレスに関する現状
 - 1 ホームレスの現状
 - 2 ホームレス対策の現状
- 第3 ホームレス対策の推進方策
 - 1 基本的な考え方
 - 2 各課題に対する取組方針
 - 3 ホームレス数が少ない地方自治体の各課題に対する取組方針
 - 4 総合的かつ効果的な推進体制等
 - 5 基本方針のフォローアップ及び見直し
- 第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針
 - 1 手続きについての指針
 - 2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針
 - 3 その他

第1 はじめに

ホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進は、平成14年8月に成立したホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）に基づき実施している。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国及び地方公共団体の責務として、当該目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付けている。国においては、平成15年及び19年に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）を踏まえ、平成15年7月及び20年7月にホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定し、地方公共団体においては、この基本方針等に即して、必要に応じ、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しホームレスの自立の支援等を行ってきたところである。

平成24年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）によれば、路上等におけるホームレスの数については、全国で9,576人が確認され、平成15年1月に実施された同全国調査の時点から15,720人減少しており、これまでのホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進等により、ホームレスが大幅に減少してきている。

一方、このような路上等のホームレスの背後には、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層が存在するものと考えられる。

このような状況の下、平成24年6月には、10年間の限時法であった法の期限がさらに5年間延長されたことにより、引き続き法に基づく基本方針を策定し、総合的な施策の推進を図ることとなった。

本基本方針は、法の趣旨、平成24年に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）で把握されたホームレスの状況の変化及びホームレス対策の実施状況等を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針について国民、地方公共団体及び関係団体に対し明示するものである。また、地方公共団体において実施計画を策定する際の指針を示すこと等により、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的かつ計画的に実施され、もってホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決が図られることを目指すものである。

第2 ホームレスに関する現状

1 ホームレスの現状

国は全国のホームレスの数及び生活実態を把握するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの数については平成15年よりすべての市町村（特別区を含む。以下同じ。）を対象にした概数調査（以下単に「概数調査」という。）を、生活実態については平成15年、平成19年及び平成24年の概ね5年毎に抽出による全国調査（以下「生活実態調査」という。）を実施している。

（1）ホームレスの数

ホームレスの数については、平成24年概数調査によれば、9,576人となっており（ただし、福島県内の9町村については東日本大震災の影響により未実施。）、平成15年概数調査の25,296人と比べて、15,720人（62.1%）減少している。ホームレスの数を都道府県別にみると、大阪府で2,417人（平成15年概数調査においては7,757人）、次いで東京都が2,368人（同6,361人）となっており、この両都府において全国の約半数を占めている。さらに、市町村別では、全1,742市町村のうち424市町村でホームレスが確認され、このうち、ホームレスの数が500人以上は3自治体（平成19年概数調査においては7自治体）、100人以上は16自治体（同35自治体）であるのに対し、10人未満は319自治体（同380自治体）と約4分の3を占めている。

（2）ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態については、平成24年生活実態調査として、東京都特別区、政令指定都市（仙台市を除く。）及び平成23年概数調査において50人以上のホームレスが確認された市において、全体で約1,300人を対象に個別面接調査を行った。

ア 年齢

ホームレスの平均年齢は59.3歳（平成19年生活実態調査では、調査客対数が異なるものの平均年齢は57.5歳）であり、また、年齢分布については65歳以上が29.0%（同21.0%）となっており、ホームレスの高齢化が一層進んでいる。

イ 路上（野宿）生活の状況

（ア）生活の場所については、生活の場所が定まっている者が83.6%であり、このうち、「公園」が29.7%、「河川」が29.1%となっている。

（イ）路上（野宿）生活期間については、3年未満が37.0%であるのに対し、5年以上は47.0%（10年以上は27.0%）となっている。これを年齢階層別にみると、高齢層（60歳以上の者をいう。以下同じ。）ほど期間が長期化する傾向にあり、65歳以上では10年以上の者が33.6%となっている。また、路上（野宿）生活の期間と今後希望する生活との関係を見ると、路上（野宿）生活期間が長くなるほど「今のままでいい」と回答した者の割合が高くなる傾向にあり、路上（野宿）生活期間が3年以上の者では、その割合は38.8%となっている。

一方、今回の調査における路上（野宿）生活期間が1年未満である者の33.2%が、5年以上前に初めて路上（野宿）生活をしており、路上と屋根のある場所との行き来を繰り返している層の存在が一定程度みられた。

（ウ）仕事については、全体の61.0%が仕事をしており、その内容は「廃品回収」が77.8%を占めている。仕事による平均的な収入月額については、1万円以上3万円未満が34.1%と最も多く、次いで3万円以上5万円未満が30.2%となっており、平均収入月額は約3.6万円となっている。これを年齢階層別にみると、65歳以上の者であっても56.8%が収入のある仕事をしている。このように、高齢層ほど路上（野宿）生活が長期化する傾向は、路上等で仕事をし、一定の収入を得ながら生活ができていることへの自負もその背景にあると考えられる。

ウ 路上（野宿）生活までのいきさつ

路上（野宿）生活の直前の職業については、建設業関係の仕事が45.9%、製造業関係の仕事が14.6%を占めており、雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」（以下「常勤職」という。）が42.0%と大きな割合を占め、「日雇」が25.5%、「臨時・パート・アルバイト」が23.8%となっている。また、路上（野宿）生活に至った理由としては、「仕事が減った」が34.1%、「倒産・失業」が28.4%、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」が20.4%となっている。

若年層（45歳未満の者をいう。以下同じ。）についてこれらの状況をみると、路上（野宿）生活の直前の雇用形態は、常勤職が他の年齢層と比べて少なくなっており、35歳未満の層では常勤職が23.5%となっている。最も長く就業していた業種も、サービス業が最も多く47.1%となっており、建設業や製造業の常勤職又は「日雇」の多い高齢層とは異なる状況が認められる。また、路上（野宿）生活に至った理由としては、「人間関係がうまくいかなくて、仕事を辞めた」が35.3%、「労働環境が劣悪なため、仕事を辞めた」が17.6%、「借金取立により家を出た」が11.8%、「家庭内のいざこざ」が17.6%となっており、労働環境の変化や借金、家庭内の人間関係等の多様な問題が重なり合っていることが特徴としてあげられる。

エ 健康状態

現在の健康状態については、「悪い」と答えた者が26.2%であり、このうち治療等を受けていない者が64.3%となっている。なお、「2週間以上、毎日のように落ち込んでいた時期があった」と回答した者は6.9%となっており、うつ病等の精

神疾患を有すると考えられる層も一定程度みられた。

オ 福祉制度等の利用状況

(ア) 福祉制度の利用状況については、巡回相談員に会ったことがある者は78.4%であり、このうち相談をしたことがある者は38.2%となっている。

また、緊急的な一時宿泊所であるホームレス緊急一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）を知っている者は65.3%であり、このうち利用したことがある者は17.6%となっている。また、ホームレス自立支援施設（以下「自立支援センター」という。）を知っている者は64.4%であり、このうち利用したことがある者は10.1%となっている。

シェルター及び自立支援センターの利用者の状況については、若年層が44.0%、利用前の路上（野宿）生活期間では1ヶ月未満の者が61.1%を占めており、高齢層における路上（野宿）生活者が長期化しているのに対して、これらの施設利用者は、若年層や路上（野宿）生活期間が短い者が多くなっている。

また、自立支援センターの退所理由については、就労退所が26.9%（「会社の寮・住み込み等による就労退所」が8.2%、「アパートを確保しての就労退所」が18.7%）を占めるが、このうち「アパートを確保しての就労退所」している者を年齢階層別でみると、若年層が全体の28.0%を占めている。

さらに、就労退所した後に再び路上（野宿）生活に戻った者については、「病気やけが等による解雇」、「周囲とのトラブルや仕事になじめない」、「アパートの家賃の滞納」、「人間関係」等多面的な要因により路上に戻っている。

(イ) 民間支援団体による支援の利用経験については、「炊きだし」が最も多く53.2%を占め、次いで「衣類、日用品等の提供」が34.2%となっており、その情報入手経路は、「口コミ」が最も多く40.5%となっている。

カ 今後希望する生活について

今後希望する生活としては、「今のままでいい（路上（野宿）生活）」という者が最も多く30.5%となっており、次いで「アパートに住み、就職して自活したい」という者が26.2%、「アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事をみつけない」が11.9%となっている。なお、年齢層が高いほど「今のままでいい」という回答が多く65歳以上の者では37.0%となっている。

キ 生活歴

家族との連絡状況については、家族・親族がいる者は74.7%を占めているものの、このうち、この1年間に家族・親族との連絡が途絶えている者が77.8%となっている。また、公的年金の保険料を納付していたことがある者は69.9%であり、金融機関等に借金がある者は16.0%であった。

ク 行政や民間団体への要望及び意見

行政や民間団体への要望及び意見としては、仕事関連が19.2%と最も多く、次いで住居関連が18.5%となっている。

2 ホームレス対策の現状

ホームレス対策については、求人開拓、職業訓練、保健所等による健康相談及び訪問指導並びに生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護等の一般対策を実施してい

る。このほか、特にホームレスを対象とした施策として、就労の観点からは、一定期間試行的に民間企業において雇用するトライアル雇用事業、地方公共団体や民間団体等から構成される協議会を活用して就業の機会の確保を図るホームレス等就業支援事業、技能の習得や資格の取得等を目的とした日雇労働者等技能講習事業を実施している。また、福祉の観点からは、巡回相談等を行うホームレス総合相談推進事業、宿所及び食事の提供や職業相談等を行うホームレス自立支援事業、緊急一時的な宿泊場所を提供するホームレス緊急一時宿泊事業を実施し、これらの雇用、保健医療、福祉及び住宅等の各分野にわたる施策を総合的に推進しているところである。

なお、平成20年7月に策定された「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（厚生労働省・国土交通省告示第1号）の策定以降、特に同年に起こったいわゆるリーマンショックの影響等に対応するため、ホームレス緊急一時宿泊事業については宿泊施設や民間賃貸住宅等の借上げによる設置形態を可能にする等、各事業について所要の拡充を図ってきたところである。

第3 ホームレス対策の推進方策

1 基本的な考え方

(1) 最近のホームレスに関する傾向・動向

ホームレスとなるに至った要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、年齢層によってもその傾向は異なっている。この点、平成24年生活実態調査においては、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活の長期化の傾向が一層顕著となるとともに、平成19年生活実態調査と同様に路上（野宿）生活を脱却した後、再び路上（野宿）生活に戻ってしまうホームレスの存在や、若年層については屋根のある場所との行き来の中で、路上（野宿）生活の期間が短期間になりやすいといった傾向が確認されたところである。

(2) 総合的なホームレス施策の推進

このようなホームレスの実態を十分に踏まえるとともに、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、総合的かつきめ細かなホームレス対策を講ずる必要がある。

特に、ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本である。このためには、就業の機会が確保されることが最も重要であり、併せて、安定した居住の場所が確保されることが必要である。その他、保健医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずる必要がある。なお、路上（野宿）生活を前提とした支援については、恒常的に実施するものではなく、あくまで緊急的かつ過渡的な施策として位置付ける必要がある。

(3) 地方公共団体におけるホームレス対策の推進

地域ごとのホームレスの数の違い等、ホームレス問題は地方公共団体ごとにその状況が大きく異なっており、このような地域の状況を踏まえた施策の推進が必要である。具体的には、ホームレスが多い市町村においては、2の取組方針に掲げる施策のうち地域の実情に応じて必要なものを積極的かつ総合的に実施し、また、ホームレスが少

ない市町村においては、2の取組方針を参考としつつ、3の取組方針を踏まえ、広域的な施策の実施や既存施策の活用等により対応する。一方、国は、2の取組方針に掲げる施策に積極的に取り組むとともに、地域の実情を踏まえつつ、ホームレスが少ない地方公共団体も積極的にホームレス対策に取り組めるよう、その事業の推進に努める。

2 各課題に対する取組方針

(1) ホームレスの就業の機会の確保について

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じ、就業の機会の確保を図ることにより、安定した雇用の場の確保に努めることが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、国及び地方公共団体は、以下のとおり、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体との連携を図り、求人の確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。

ア ホームレスの雇用の促進を図るためには、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深める必要があり、事業主等に対する啓発活動を行う。

イ ホームレスの就業の機会を確保するためには、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要であることから、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓やインターネット等を活用した求人情報等の収集に努め、民間団体とも連携を図り、それらの情報についてホームレスへの提供に努める。

ウ ホームレスの就業ニーズを的確にとらえることができるように、自立支援センター等において、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等を実施する。

また、ホームレスの就職後の職場への定着を図るため、民間団体との連携を図り、必要に応じて、職場定着指導等の援助を行う。

エ ホームレスの早期再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業の実施により、ホームレスの新たな職場への円滑な適応を促進する。

オ ホームレスの就業の機会を確保するためには、地方公共団体や地域の民間団体等が相互に密接な連携を図りつつ対策を講じていくことが重要であることから、これらの団体等で構成される協議会において、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習及び就職支援セミナー等を総合的に実施する。

カ ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることから、技能の習得や資格の取得等を目的とした技能講習や職業訓練の実施により、ホームレスの職業能力の開発及び向上を図る。

キ 直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、国及び地方公共団体においてN P O等の民間団体と連携しながら、事業所での軽易な作業等の就労

機会の提供を通じて一般就労に向けた支援付きの就労体験やトレーニングを行う
中間的就労（以下単に「中間的就労」という。）の場や多種多様な職種の開拓等に
関する情報収集及び情報提供等を行う。

ク ホームレスの就業による自立を支援するためには、N P O 等の民間団体との
連携を図ることも重要であることから、ホームレスに対する求人情報等の提供や技
能講習等の実施において連携を図る。

（２）安定した居住の場所の確保について

ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で自立して生活できるように支援する
ことが基本であり、ホームレス自立支援事業を通じて就労の機会が確保されること等
により、地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対
して、住居への入居の支援等により、安定した居住の場所を確保することが必要であ
る。

このため、国、地方公共団体及び民間団体等が連携した上で、以下のとおり、地域
の実情を踏まえつつ、公営住宅及び民間賃貸住宅を通じた施策を講ずることが重要で
ある。

ア 高齢層の単身者が多いホームレスの実態にかんがみ、ホームレス自立支援事業等
を通じて就労の機会が確保される等、自立した日常生活を営むことが可能と認めら
れるホームレスに対しては、地域の住宅事情等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体
である地方公共団体において、優先入居の制度の活用等に配慮する。また、地方公
共団体において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
（平成19年法律第112号）第10条第１項に規定する居住支援協議会の枠組みも活用
しつつ、民間賃貸住宅に関わる団体と自立支援センターその他福祉部局との連携を
図るよう努める。

イ 民間賃貸住宅に関わる団体に対し、以下の事項を要請する。

（ア） 自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスが、地域における
低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう、これらの情報のホーム
レスへの提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。

（イ） ホームレスの大半が家族・親族との連絡が途絶えている実情にかんがみ、民間
賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において、民間
の保証会社等に関する情報の提供について、自立支援センターその他福祉部局と
の連携を図ること。

（ウ） 各会員に対する研修等の場において、法の趣旨等を周知すること。

（３）保健及び医療の確保について

ホームレスに対する保健医療の確保については、個々のホームレスのニーズに応じ
た健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していくとと
もに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。このため、都道府県と市町
村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔な衛生状態の保持に努めるとともに、
疾病の予防、検査、治療等が包括的にできる保健医療及び福祉の連携・協力体制を強
化することが重要である。

また、ホームレスについては、野宿という過酷な生活により結核を発症する者も少

なくない。結核のり患率の高い地域等、特に対策を必要とする地域において、保健所、医療機関、福祉事務所等が密接な連携を図り、以下のような効果的な対策を行うことが必要である。

ア ホームレスの健康対策の推進を図るため、保健所において窓口や巡回による健康相談、保健指導等を行う等、個々のニーズに応じた保健サービスが提供できる相談及び指導体制を整備し、必要な人材を確保する。

イ 保健所は、健康に不安を抱えるホームレスの疾病の早期発見に努めるため、健康相談等を積極的に実施し、医療の必要があると思われるホームレスが、適切な医療を受けられるよう、福祉事務所等と密接な連携を図りながら医療機関への受診につなげる。さらに、このような者について継続的な相談及び支援を実施する。

ウ 特に、結核にり患しているホームレスについては、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、訪問による服薬対面指導等を実施する。

エ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項に規定する医師及び歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号の無料低額診療事業をいう。以下同じ。）を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、生活保護の適用を行う。

オ 保健所は、ホームレスに対する保健医療サービスの充実が図られるよう、医療機関、福祉事務所、民間団体、地域住民等と連携・協力し、ホームレスが自ら健康づくりを行えるよう支援する。

（４）生活に関する相談及び指導に関する事項について

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、個々のホームレスのニーズに応じた対応が必要であり、このようなニーズに的確に応えられるよう、以下のような関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。

ア 福祉事務所を中心として、関係機関や救護施設（生活保護法（昭和25年法律144号）第38条第2項の救護施設をいう。）等の社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立する。

その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。

イ ホームレスは、路上（野宿）生活により健康状態が悪化しているケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合がある。このため、健康相談として身体面のケアだけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても精神保健福祉センターや保健所と連携して行う。また、巡回相談の実施に当たっては、必要に応じて精神科医等の専門職の活用を検討する。

ウ 各地方公共団体は、NPO、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会及び地域住民との連携による積極的な相談事

業を実施し、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。

エ 相談を受けた機関は、生活相談だけでなく、相談結果に応じてシェルターの利用案内、自立支援センターへの入所指導、その他福祉及び保健医療施策の活用に関する助言、多重債務問題等専門的な知識が必要な事例に対する専門の相談機関の紹介や具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。

(5) ホームレス自立支援事業及びホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ア ホームレス自立支援事業について

ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援するホームレス自立支援事業を実施する。

(ア) ホームレス自立支援事業は、自立支援センターの入所者に対し、宿所及び食事の提供等、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、定期的な健康診断を行う等必要な保健医療の確保を行う。

(イ) ホームレス自立支援事業においては、個々のホームレスの状況に応じた自立支援プログラムの策定等を行い、また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談を行う等、積極的な就労支援を行う。

(ウ) ホームレス自立支援事業においては、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための指導援助を行うとともに、住民登録、職業あっせん、求人開拓等の就労支援、住居に係る保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。

(エ) 自立支援センターの退所者、特にアパート確保による就労退所者に対しては、その再路上化を防ぐため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、就労による退所後においても、必要に応じて自立支援センターで実施している研修等を利用できるように配慮する。また、入所期間中に就労できなかった者に対する必要な支援の実施にも努める。

(オ) ホームレス自立支援事業の実施主体については、市町村に限ることなく、都道府県も対象としていることから、広域的な事業の展開を図る。また、事業運営については、社会福祉法人への委託を行う等、民間団体の活用を図る。

(カ) 国は、ホームレスの自立支援としての効果や入所者への処遇の確保に十分配慮しつつ、地方公共団体が取り組みやすいような事業の推進に努める。

(キ) 自立支援センター等の設置に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であり、地域住民との調整に十分配慮するとともに、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源を有効に活用することを検討する。

イ 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ホームレスとなるに至った要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合い、さらに、

社会生活への不適応、借金による生活破たん、アルコール依存症等の個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。このため、ホームレスの個人的要因を十分に把握しながら、ホームレスの状況や年齢に応じ、以下のような効果的な支援を実施する必要がある。

- (ア) 就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進める等、各種の就業対策を実施する。

また、直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、地方公共団体においてN P O 等と連携しながら、中間的就労の場や多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供等を行う。

さらに、自立支援センターの入所者に対しては、職業相談等により、就労による自立を図りながら、自立支援センターに入所していない者に対しては、総合的な相談事業の実施により、雇用関連施策と福祉関連施策の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。

- (イ) 医療や福祉等の援助が必要な者については、保健所における巡回検診や福祉事務所における各種相談事業等を積極的に行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等の対応の強化を図る。このうち、疾病や高齢により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等既存の施策の中での対応を図る。

- (ウ) 路上（野宿）生活期間が長期間に及んでいる者に対しては、粘り強い相談活動を通じ、社会との接点を確保する等、社会生活に復帰させるよう努める。

なお、現状としては、一度ホームレスになり、その期間が長期化した場合、脱却が難しくなるという実態があることから、できる限り路上（野宿）生活が早期の段階で、巡回相談により自立支援につながるよう努める。

- (エ) 若年層のホームレスに対する支援については、近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一般就労が難しい者に対しては中間的就労に取り組んでもらうため、N P O 等と連携しながら、このような中間的就労の場の推進・充実を図る。

- (オ) 女性のホームレスに対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。このほか、ホームレスの特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うものとする。

- (カ) 上記以外にも、ホームレスは様々な個人的要因が複合的に絡み合った問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。

- (6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援について

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としては、一般的には、現に失業状態にある者、日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者が想定される。

これらの者に対しては、就業の機会の確保や雇用の安定化を図ることが必要であるとともにシェルターによる当面の一時的な居住の場所の確保や安定した住居の確保のための相談支援等、路上（野宿）生活にならないような施策を実施することが必要である。

ア ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域において、それらの者がホームレスとならないよう、国及び地方公共団体は相互の連携を図り、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等の充実強化によって、就業機会の確保や雇用の安定化を図る。

イ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の就業の可能性を高めるため、技能講習により、技術革新に対応した新たな技能や複合的な技能を付与し、また再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業を実施する。

ウ 経済情勢の変化の中で、雇用機会の減少に伴う収入の減少により、簡易宿泊所等での生活が困難な者が路上（野宿）生活になることもあるため、シェルター等による当面の一時的な居住の場所の確保を図る。

また、ホームレス等就業支援事業等において、安定した住居の確保のための相談支援を行う。

エ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、関係機関と関係団体が連携しながら、ホームレスと同様に積極的な相談活動を実施するとともに、ホームレス等就業支援事業等による相談支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、路上（野宿）生活に至ることのないように配慮する。

(7) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法による保護の実施に関する事項について

ア ホームレスに対し緊急に行うべき援助について

ホームレスの中には、長期の路上（野宿）生活により、栄養状態や健康状態が悪化している場合があり、このような者に対しては医療機関への入院等の対応を緊急に講ずることが必要となってくる。

(ア) 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護に努める。

福祉事務所は、治療後再び路上（野宿）生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。

(イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、シェルターの整備を行うとともに、無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号の無料低額宿泊事業をいう。以下同じ。）を行う施設を活用して適切な支援を行う。

(ウ) 福祉事務所や保健所等における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡する等、早急かつ適切な対応を講ずる。

イ 生活保護法による保護の実施に関する事項について

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単に

ホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはない。このような点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

この際、福祉事務所においては、以下の点に留意し、ホームレスの状況に応じた保護を実施する。

- (ア) ホームレスの抱える問題（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。
- (イ) ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、家計管理等の必要な支援を行う。
- (ウ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けた就業の機会の確保等の必要な支援を行う。

(8) ホームレスの人権の擁護に関する事項について

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義国家の基本でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必要である。

- ア ホームレスに対する偏見や差別的意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施する。
- イ 人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。
- ウ 自立支援センターやシェルター等のホームレスが入所する施設において、入所者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。

(9) 地域における生活環境の改善に関する事項について

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの人権にも配慮しながら、当該施設の適正な利用を確保するため、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善を図ることが重要である。

- ア 当該施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行う。
- イ アのほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあるこ

とから、福祉部局等と連絡調整し、配慮して対応する。

(10) 地域における安全の確保等に関する事項について

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、以下のとおり地域安全活動、指導・取締り等を実施していくことが重要である。

ア パトロール活動の強化により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動を推進する。

イ 地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件については、速やかに指導・取締り等の措置を講ずるとともに警戒活動を強化して再発防止に努める。

ウ 緊急に保護を必要と認められる者については、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐ等、適切な保護活動を推進する。

(11) ホームレスの自立の支援を行う民間団体との連携に関する事項について

ホームレスの自立を支援する上では、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域のNPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会及び社会福祉士会等との以下のような連携が不可欠である。特にNPO、ボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。

ア 地方公共団体は、ホームレスと身近に接することの多い、NPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会及び社会福祉士会等との定期的な情報交換や意見交換を行う。

また、行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設け、ホームレスに関する各種の問題点について議論し、具体的な対策を講じる。

イ 地方公共団体は、民間団体等に対して、実施計画や施策についての情報提供を行うほか、各団体間の調整、団体からの要望に対して、行政担当者や専門家による協議を行う等各種の支援を行う。

ウ また、ホームレスに対し、地方公共団体が行う施策について、これらの民間団体に運営委託を行う等、その能力の積極的な活用を図る。

(12) その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項について

ア 近年の福祉行政をめぐる様々な課題の背景として、核家族化の進行や地域住民の相互のつながりの希薄化が指摘されている。ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、このような家族の扶養機能や地域の支援機能等の低下の中で、家族や地域のセーフティネットが十分に機能しなくなっているという社会的孤立の問題が背景にあり、問題をホームレスに特化したものとして考えるだけでなく、社会全体の問題としてとらえる必要がある。

このようなホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、路上（野宿）生活を脱却したホームレスが再度路

- 上（野宿）生活に陥ることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、以下のとおり地域福祉の推進を図ることが重要である。
- （ア） 地域福祉の総合的かつ計画的な推進を図るため、住民の主体的な参加による都道府県地域福祉支援計画や市町村地域福祉計画の策定を促進する。
 - （イ） NPOや地域住民等によるボランティアの幅広い参加により、地域福祉を住民全体で支え合う「共助」の社会の構築を目指し、NPO等が活動しやすい環境づくりを支援する。
 - （ウ） 民生委員活動の円滑な遂行及び充実を図るとともに、研修等の推進を通じて、委員の資質の向上を図る。
 - （エ） 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なものに対して、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理等の援助を行う日常生活自立支援事業の利用の推進を図る。
- イ 若年層の中には、不安定な就労を繰り返し、路上（野宿）生活に陥る者も少なからずいる。これらの者は、勤労の意義を十分に理解していないこと、あるいはキャリア形成に対する意識が低いこと等、様々な要因により、そのような状況に陥っていると考えられる。学校教育の段階では、多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成を通じ、とりわけ勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を推進する。

3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針

ホームレス数が少ない地方公共団体においても、ホームレスの数が少ない段階で、きめ細かな施策を実施することにより、ホームレスの増加を防ぐことが重要である。このため、以下の点を踏まえ、積極的にホームレス対策を講ずる必要がある。

- （1） 地域に根ざしたきめ細かな施策を必要とするホームレス施策は、本来、市町村が中心となって実施すべきである。しかしながら、市町村レベルでほとんどホームレスがいない場合には、広域市町村圏や都道府県が中心となって、施策を展開することも必要であり、特に、施設の活用については、広域的な視野に立った活用や、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源の活用を検討する。
- （2） ホームレスのニーズを的確につかむためには、相談事業の実施が不可欠であり、福祉事務所の窓口相談だけでなく、関係団体と連携しながら積極的に巡回相談を実施するとともに、個々のニーズに応じて、雇用や住宅、保健医療等の関係部局と連携して対応する。
- （3） ホームレス対策の多くは、既存の福祉や雇用等の各種施策の延長上にあるため、既存施策の実施や充実の際には、ホームレス問題にも配慮して実施する。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

（1） 国の役割と連携

国はホームレス対策に関する施策の企画立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査研究、ホームレス問題やそれに対する各種の施策についての地域住民に対する普及啓発、又は関係者に対する研修等を行う。

さらに、地方公共団体や関係団体におけるホームレスの自立の支援に関する取組を支援するため、各種の情報提供を積極的に行うとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 地方公共団体の役割と連携

都道府県は、本基本方針に即して、市町村におけるホームレス対策が効果的かつ効率的に実施されるための課題について検討した上で、必要に応じてホームレス対策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、市町村間の調整への支援、市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に資する情報提供を行う等の支援を行うとともに、必要に応じて、自らが中心となって施策を実施する。

市町村は、本基本方針や都道府県の策定した実施計画に即して、必要に応じてホームレス対策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。その際、ホームレスに対する各種相談や自立支援事業等の福祉施策を自ら実施するだけでなく、就労施策や住宅施策等も含めた、ホームレスの状況に応じた個別的かつ総合的な施策を実施するとともに、このような施策の取組状況等について積極的に情報提供を行う。

なお、実施計画を策定しない地方公共団体や策定過程にある地方公共団体においても、必要に応じて、積極的にホームレスの自立支援に向けた施策を実施する。

また、地方公共団体において、ホームレスの自立支援に関する事業を実施する際には、関係団体と十分連携しつつ、その能力の積極的な活用を図る。

(3) 関係団体の役割と連携

ホームレスの生活実態を把握し、ホームレスにとって最も身近な存在であるNPO、ボランティア団体、社会福祉協議会等の民間団体は、ホームレスに対する支援活動において重要な役割を担うとともに、地方公共団体が行うホームレスに対する施策に関し、事業の全部又は一部の委託を受ける等、行政の施策においても重要な役割を担っている。

その際、関係団体は、自らが有する既存の施設や知識、人材等を積極的に活用して事業を行うよう努めるとともに、地方公共団体が自ら実施する事業についても積極的に協力を行うよう努めるものとする。

5 基本方針のフォローアップ及び見直し

本基本方針については以下のとおり見直しをすることとする。

- (1) 本基本方針の運営期間は、この告示の公布の日から起算して5年間とする（ただし、当該期間中に法が失効した場合には、法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。）。
- (2) 基本方針の見直しに当たっては、運営期間の満了前に基本方針に定めた施策についての政策評価等を行うとともに公表することとする。なお、この政策評価等を行う場合には、ホームレスの数、路上（野宿）生活の期間、仕事や収入の状況、健康

状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき行うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

- (3) 基本方針の見直しに際しては、必要に応じて地方公共団体の意見を聴取するとともに、行政手続法による意見聴取手続（パブリックコメント）を通じて、有識者や民間団体を含め、広く国民の意見を聴取するものとする。

第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針

法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、地方公共団体が実施計画を策定する場合には、福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携し、次に掲げる指針を踏まえ策定するものとする。また、実施計画を策定した都道府県の区域内の市町村が実施計画を策定する場合には、この指針のほかに、都道府県の実施計画も踏まえ策定するものとする。

1 手続についての指針

(1) 実施計画の期間

実施計画の計画期間は、都道府県が策定し、公表した日から起算して5年間とする。（ただし、当該期間中に法が失効した場合には法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。）

(2) 実施計画策定前の手続

ア 現状や問題点の把握

実施計画の策定に際しては、ホームレスの実態に関する全国調査における当該地域のデータ等によりホームレスの数や生活実態の把握を行うとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、ホームレスの自立支援に関する施策の実施状況について把握し、これに基づきホームレスに関する問題点を把握する。

イ 基本目標

アの現状や問題点の把握に基づいて、実施計画の基本的な目標を明確にする。

ウ 関係者等からの意見聴取

実施計画の策定に当たっては、当該地域のホームレスの自立の支援等を行う民間団体等、ホームレス自立支援施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

(3) 実施計画の評価と次期計画の策定

ア 評価

実施計画の計画期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行う。

イ 施策評価結果の公表

アの評価により得られた結果は公表する。

ウ 次の実施計画の策定

アの評価により得られた結果は、次の実施計画を策定するに際して参考にする。

2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針

実施計画には、第３の２及び３に掲げたホームレス対策の推進方策に関する各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体において実施する必要がある施策や、地方公共団体が独自で実施する施策を記載する。

３ その他

実施計画の策定や実施計画に定めた施策の評価等には、１（２）ウ及び１（３）アにより、関係者の意見の聴取を行うほか、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、都道府県警察等の関係機関とも十分に連携する。

また、都道府県においては、この実施計画の作成指針の他に、区域内の市町村が実施計画を策定する際に留意すべき点がある場合には、その内容について、都道府県が策定する実施計画に記載する。